

1. 美浜地域の原子力災害対策重点区域

- 美浜地域における原子力災害対策重点区域(おおむね半径30kmの範囲)の人口は265,076人(令和7年4月現在)。
- PAZ内の人口は美浜町(福井県)693人、敦賀市(福井県)59人。
- UPZ内の人口は福井県、滋賀県及び岐阜県の関係10市町264,324人。



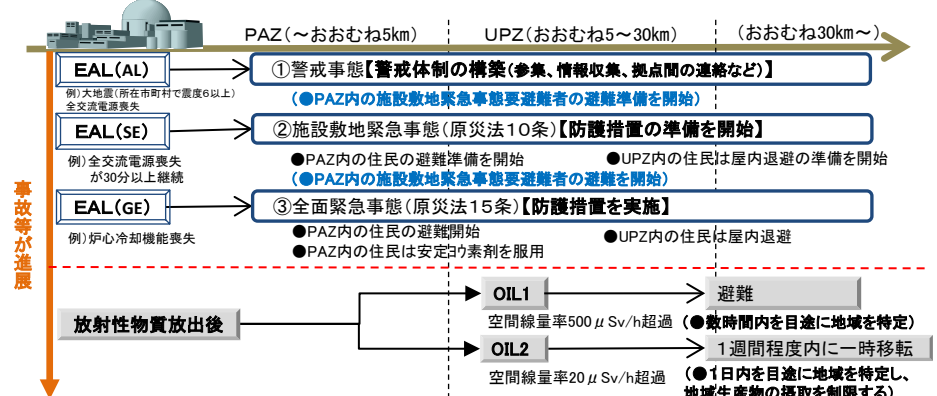
関係府県	PAZ内 (おおむね5km)	UPZ内 (おおむね5~30km)	合計
	福井県	752人	
滋賀県	-	48,385人	48,385人
岐阜県	-	40人	40人
合計	752人	264,324人	265,076人

【UPZ市町】
 福井県 美浜町、敦賀市、若狭町、小浜市、南越前町、越前市、越前町
 滋賀県 長浜市、高島市
 岐阜県 揖斐川町

※PAZ(予防的防護措置を準備する区域):Precautionary Action Zone
 ※UPZ(緊急防護措置を準備する区域):Urgent Protective Action Planning Zone
 出典:国土地理院ホームページ(https://maps.gsi.go.jp/#9/35.795538/138.051941)
 ①白地図:国土地理院(https://maps.gsi.go.jp/#10/35.533344/138.689392)をもとに内閣府(原子力防災)作成

2. 原子力災害対策指針における緊急事態の防護措置の考え方

- 緊急事態の初期対応段階は放射性物質放出前から原子力施設の状況等に応じて、放射性物質放出後は緊急時モニタリングの結果に基づいて防護措置を実施。
- ①EAL(Emergency Action Level)による初期対応段階における防護措置
 原子力施設の状況等に基づく緊急事態区分を導入し、その区分を判断する基準(EAL)を設定。EALに基づき、避難等の防護措置を実施。
 ※施設敷地緊急事態要避難者は、EAL(SE)の段階から避難を開始する。
 ただし、避難の実施により健康リスクが高まる者は、速へい効果の高い建物等に屋内退避する。
- ②OIL(Operational Intervention Level)による放射性物質放出後における防護措置
 国はEAL(SE)の段階で緊急時モニタリングセンターを立ち上げ、モニタリングを開始。放射性物質放出後、防護措置の実施基準(OIL)に基づきモニタリング結果から地域を特定し、PAZ外の住民の防護措置を実施。



3. PAZ及びUPZの関係県における広域避難先

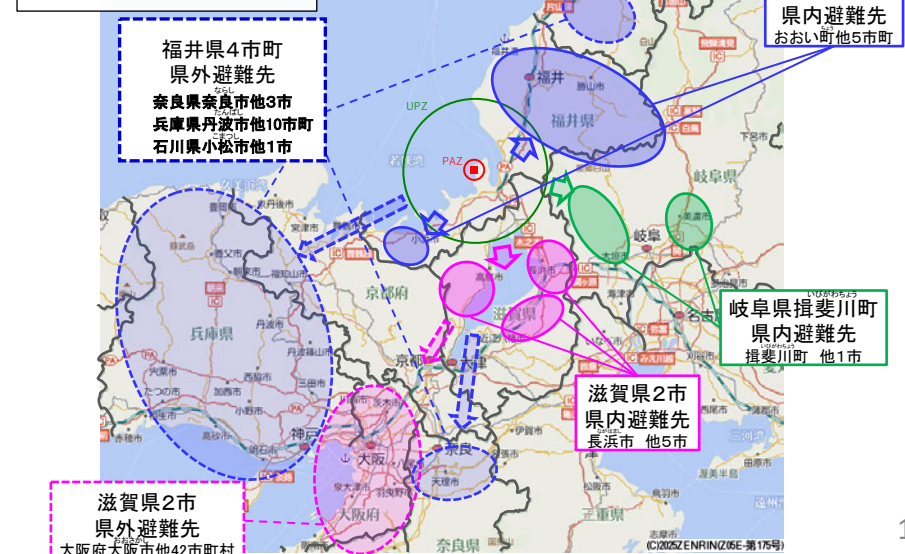
- PAZ、UPZ内の各市町住民の避難先は、県内外で確保。
- 県外避難を行う場合、避難元の県からの受入れ要請に基づき、避難計画で示された奈良県、兵庫県、石川県及び大阪府の避難先で受入れを行う。
- なお、避難先施設が、被災等のやむを得ない事情により、事前に定めた人数の受入れができない場合は、同一府県又は関西広域連合等において避難先の調整を行う。

PAZ市町の広域避難先

PAZ内人口	避難元	避難先(県内)
美浜町 丹生	229人	大野市富田公民館
美浜町 美浜	93人	大野市立富田小学校
美浜町 美浜東	93人	大野市立高徳中学校
小学校区 菅原	371人	-
敦賀市 白木1丁目	59人	福井県立 羽生小学校
西蒲地区 白木2丁目	0人	-
合計	752人	-



UPZ市町の広域避難先



美浜地域の緊急時対応（概要版） ②PAZにおける避難・屋内退避の考え方

区域	種別 ※1	対象者数	避難等の流れ			備考
			警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態	
PAZ (発電所からおおむね5km圏内)	施設敷地緊急事態(原災法10条)で避難開始 ※1	在宅の避難行動要支援者 美浜町 98人 敦賀市 (対象者なし) 合計 98人	施設敷地緊急事態要避難者等の避難準備を開始	<避難可能な者:72人> 支援者とともに徒歩、車両で避難(美浜町72人)	福祉避難所 おおい町(美浜町避難先) 「いきいき長寿村」 福井市(敦賀市避難先) 「福井美山荘」	● 避難行動要支援者は、指定された福祉避難所へ避難。 ● 避難の実施により健康リスクが高まる者は、近隣の放射線防護対策施設へ移動し、安全に避難が実施できる準備が整うまで屋内退避を実施。
	その他の施設敷地緊急事態要避難者 ※ 妊婦、授乳婦、乳幼児、乳幼児とともに避難する必要のある者、安定30素剤を服用できないと医師が判断した者、観光客等一時滞在者	美浜町 52人 敦賀市 10人 合計 62人		<美浜町から避難する者> 一時集合場所 (美浜町内3か所) → バス2台により避難 → 美浜町避難先 県内避難先: おおい町立大飯中学校 (大野市富田公民館他2施設)	<敦賀市から避難する者> 一時集合場所 (敦賀市内1か所) → バス1台により避難 → 敦賀市避難先 県内避難先: 福井市立羽生小学校 (県外避難先: 奈良県生駒市コミュニティセンター)	
	一時滞在者	一時集合場所 → 避難先 → 自宅等				
(原災法15条)で避難開始 全面緊急事態	一般住民 ※3	美浜町 693人 敦賀市 59人 合計 752人	一般住民の避難準備を開始	<美浜町から避難する者> 自家用車で避難(658人) → 一時集合場所 (美浜町内3か所) → 美浜町避難先 県内避難先: おおい町立大飯中学校 (大野市富田公民館他2施設) 徒歩等で移動(35人) → バス1台により避難	<敦賀市から避難する者> 自家用車で避難(59人) → 一時集合場所 (敦賀市内1か所) → 敦賀市避難先 県内避難先: 福井市立羽生小学校 (県外避難先: 奈良県生駒市コミュニティセンター) 徒歩等で移動 → バスにより避難	● 住民はあらかじめ定められた避難所へ避難。 ● 自家用車を利用可能な者は自家用車で避難。自家用車が利用できない者は、福井県嶺南地方のバス会社等が保有する車両で避難。

※1 PAZに医療機関、社会福祉施設、学校、保育所等はなし。
 ※2 放射線防護対策施設には、避難行動要支援者のほか、その支援者等が入る予定。
 ※3 一般住民の対象者数は、PAZ内住民の人口。

美浜地域の緊急時対応（概要版） ③UPZにおける屋内退避・一時移転の考え方

区域	種別	対象者数	屋内退避 / 一時移転(1週間程度内に実施)の流れ			備考
			警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態	
UPZ (発電所からおおむね5~30km圏内)	医療機関の入所者	福井県 2,083人 滋賀県 340人 岐阜県 (対象施設なし) 合計2,423人			全面緊急事態 OIL2となった場合※1 屋内退避※3 (27施設: 2,423人) → 一時移転対象者 → 避難先医療機関 (33施設) 一時移転の指示 バス・福祉車両(職員同乗)により避難	<ul style="list-style-type: none"> 福井県では、避難先施設ごとに受入施設を事前設定。 滋賀県では、県の調整により受入施設を確保。
	社会福祉施設の入所者	福井県 3,807人 滋賀県 1,648人 岐阜県 (対象施設なし) 合計5,455人			屋内退避※3 (159施設: 5,455人) → 一時移転対象者 → 避難先福祉施設 (266施設) 一時移転の指示 バス・福祉車両(職員同乗)により避難	<ul style="list-style-type: none"> 福井県では、避難先施設ごとに受入施設を事前設定。 滋賀県では、県の調整により受入施設を確保。
	在宅の避難行動要支援者	福井県 10,420人 滋賀県 1,071人 岐阜県 8人 合計11,499人			屋内退避※3 (11,499人) → 一時移転対象者 → 県内避難先施設 (485施設) / 福祉避難所 / 県外避難先施設 (479施設) 一時移転の指示 バス・福祉車両(支援者同乗)により避難	<ul style="list-style-type: none"> 一時移転が必要となった避難行動要支援者は、関係市町が準備した避難先に一時移転を行う。 なお、介護ベッド等が必要な在宅の避難行動要支援者には、福祉避難所等を確保。
	学校・保育所等の児童等	福井県 30,408人 滋賀県 5,076人 岐阜県 (対象施設なし) 合計35,484人	対象施設 (239施設) 保護者引き渡し開始		<引き渡しできなかった児童等> 屋内退避※3 (239施設: 35,484人) → 一時移転対象者 → 県内避難先施設 (485施設) / 県外避難先施設 (479施設) 一時移転の指示 バス(教職員同乗)により避難	<ul style="list-style-type: none"> 警戒事態になった時点で授業・保育等を中止し、保護者への引き渡しを開始。 保護者へ引き渡しできない児童等は、全面緊急事態になった時点で屋内退避を行い、その後、一時移転等の指示に基づき避難先へ避難し、保護者に引き渡す。
	一般住民※2	福井県 215,899人 滋賀県 48,385人 岐阜県 40人 合計264,324人			屋内退避※3 (264,324人) → 一時移転対象者 → 県内避難先施設 (485施設) / 県外避難先施設 (479施設) 一時移転の指示 自家用車、バス等により避難	<ul style="list-style-type: none"> 事前に設定している避難先へ一時移転を実施。 自家用車や関係県等が準備したバス等により移動。

全面緊急事態で屋内退避を開始。その後、緊急時モニタリング結果に基づき、毎時20マイクロシーベルトを超える地域が特定された場合は、当該地域の住民の一時移転を実施

屋内退避の準備を開始

※1 UPZ内の全住民のうち、緊急時モニタリング結果に基づき、毎時20マイクロシーベルトを超えると特定された地域の住民は、一時移転を実施。一時移転に際しては、避難退域時検査を受けた上で、避難先へ移動。
 ※2 一般住民の対象者数は、UPZ内住民の人口。
 ※3 屋内退避中は原則として屋内に留まることになるが、屋内退避中の生活の維持に最低限必要な一時的な外出はできる。

福井県及び滋賀県が、それぞれの県内のバス会社等から必要となる輸送手段を調達。不足する場合は、関西広域連合及び政府の支援の下、隣接府県等から輸送手段を調達。

美浜地域の緊急時対応（概要版） ④半島部や中山間地域が孤立した場合の対応

1. PAZの半島部（福井県美浜町、敦賀市）における対応

- PAZに該当する敦賀半島（美浜町・敦賀市）については、自然災害により住民が孤立した場合、避難体制が整うまでは放射線防護対策施設を含む屋内退避施設にて屋内退避を実施し、その後、船舶やヘリコプターにより海路及び空路による避難を実施。なお、関西電力(株)においても、船舶やヘリコプターを確保し、海路及び空路による避難を支援する。
- また、道路管理者等は、孤立した地区の避難路を優先して、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。



※ 利用する港については、被災状況等を考慮し選定。
 ※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)が必要な支援を実施。実動組織への要請後、発電所や気象の状況等を踏まえ、必要に応じ警報事態の段階においても、原子力施設近隣のヘリポート適地等へのヘリコプターの推進を調整するなど柔軟に対応。

2. 福井県におけるUPZの半島部、中山間地域における対応

- UPZでは全面緊急事態となった場合、屋内退避を行う。その後、住民避難等の指示が出た場合には、一時移転等を実施。
- UPZの半島部において、自然災害の発生により住民が孤立した場合には、臨時ヘリポート(夜間対応可)や漁港を活用し、空路や海路による避難を実施。また、空路や海路での避難体制が整うまで放射線防護対策施設を含む屋内退避施設にて屋内退避を実施し、避難体制が十分に整った段階で一時移転等を実施。
- UPZの中山間地域においても、集落へのアクセス道が寸断され、住民が孤立化した場合には、臨時ヘリポート(夜間対応可)を活用し、空路による避難を実施。
- また、道路管理者等は、孤立した地区の避難路を優先して、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。

<半島部(例) 若狭町常神半島> **<中山間地域(例) 美浜町新庄地区>**



※ 利用する港については、被災状況等を考慮し選定。
 ※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施。

3. 滋賀県におけるUPZの中山間地域における対応

- UPZでは全面緊急事態となった場合、屋内退避を行う。その後、住民避難等の指示が出た場合には、一時移転等を実施。
- 長浜市内・高島市内のUPZにおいて自然災害の発生により孤立するおそれが高く、避難にあたり道路が使用できないような場合には、空路での避難体制が整うまで屋内退避を継続し、避難体制が十分に整った段階で一時移転等を実施。
- 家屋で屋内退避ができない場合は、一時集会所や集会所等で屋内退避を行う。一時集会所や集会所等には、屋内退避が長期化したときの生活用品等の備蓄を実施。
- 道路管理者等は、孤立した地区の避難路を優先して、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。

<中山間地域(例) 長浜市> **<中山間地域(例) 高島市マキノ町>**



※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施。

4. 岐阜県におけるUPZの中山間地域における対応

- UPZでは全面緊急事態となった場合、屋内退避を行う。その後、住民避難等の指示が出た場合には、一時移転等を実施。
- UPZの中山間地域については、自然災害の発生により、道路が使用できず住民が孤立した場合は、空路での避難体制が整うまでは、放射線防護対策施設にて屋内退避を実施し、避難体制が十分に整った段階で一時移転等を実施。
- また、道路管理者等は、孤立した地区の避難路を優先して、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。

<中山間地域 揖斐川町坂内川上地区>

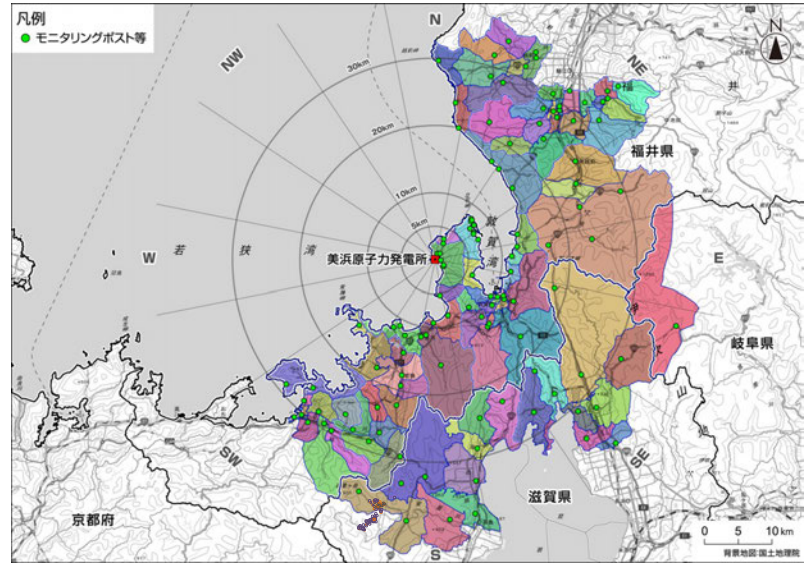


※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施。

美浜地域の緊急時対応（概要版） ⑤住民の安全確保に向けた主な対策

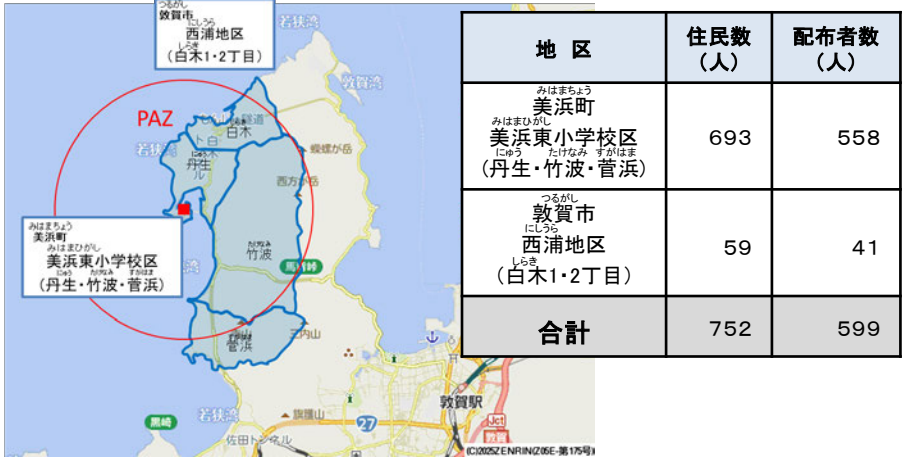
1. 美浜地域の緊急時モニタリング地点及び一時移転等の実施単位

緊急時モニタリング地点111地点を設定し、そこで測定された実測値に基づき迅速に防護措置を講ずる地域を特定できるよう、一時移転等の実施単位毎に関連付けを行っている。



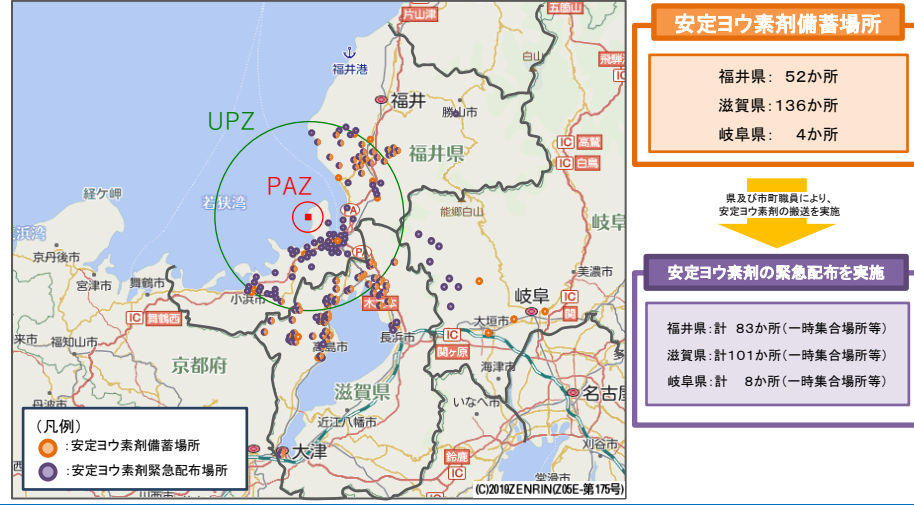
2. PAZ内住民の安定ヨウ素剤の事前配布

- 福井県美浜町及び敦賀市では、安定ヨウ素剤の住民説明会を開催し、同時に事前配布を実施した。福井県では令和7年4月現在、599人に配布した。今後も継続して、未配布者に対するフォローを実施。
- 乳幼児向けのゼリー状安定ヨウ素剤についても事前配布と備蓄を実施。



3. 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の備蓄と緊急配布

- 福井県、滋賀県及び岐阜県では、避難住民に対する安定ヨウ素剤の緊急配布に備え、備蓄を実施。また、併せて、乳幼児向けのゼリー状安定ヨウ素剤の備蓄を実施。
- 緊急配布は関係県及び関係市町職員が、備蓄先より一時集合同所等に設置する緊急配布場所に搬送の上、対象住民に順次配布を実施。



4. 避難退域時検査場所の候補地の設定

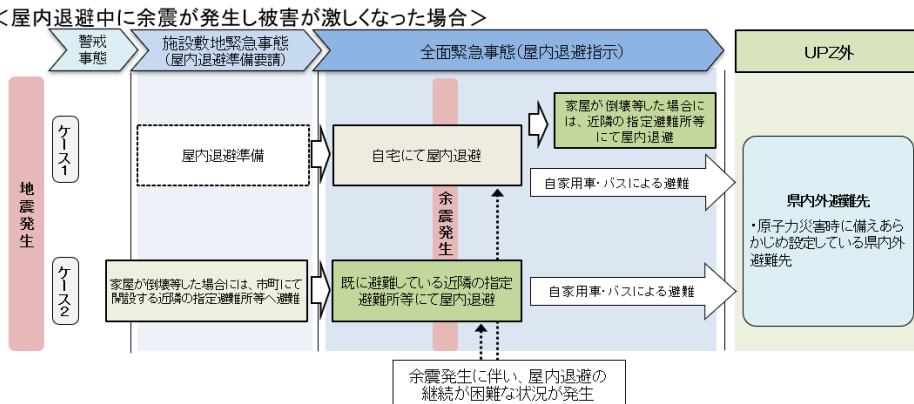
- 避難退域時検査は、県内及び県外への避難を想定し選定した候補地において実施。なお、バックグラウンド値の上昇等により、当該検査場所が使用できなくなることも想定し、複数の候補地をあらかじめ準備。



美浜地域の緊急時対応（概要版） ⑦複合災害時等における防護措置

1. 自然災害等(地震、津波等※1)により屋内退避が困難となる場合の防護措置

- 地震による家屋の倒壊等をはじめとする様々な理由により家屋における滞在が困難な場合には、安全確保のため市町にて開設する近隣の指定避難所等に避難を実施。
- その後、全面緊急事態となり、屋内退避指示がでている中で余震が発生し、家屋や既に避難している近隣の指定避難所等への被害が更に激しくなる等、屋内退避の継続が困難な場合には、人命の安全確保の観点から地震に対する避難行動を最優先することが重要。このことから、市町にて開設するUPZの別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先の準備が整い次第、関係自治体の指示に従い避難を行う※2。
- なお、屋内退避指示中に避難を実施する際には、国及び関係県等は、住民等の避難を安全かつ円滑に実施するため、避難経路や避難手段、国が提供する原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報、避難所の開設タイミング等について、確認・調整等を行う。

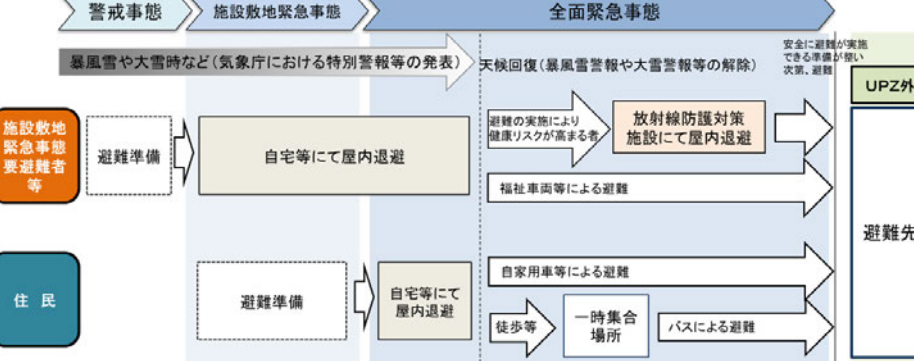


※1 大雨による土砂災害時においても基本的には同様のフローとなる。
 ※2 仮に、放射性物質放出に至った場合に避難するような場合には、住民の被ばく量を可能な限り低減するため、身体に放射性物質が付着しないようレインコート等を着用したり、放射性物質を体側に吸い込まないようマスクをしたり、タオルやハンカチ等で口や鼻を覆う等の対策を周知。

2. 暴風雪や大雪時などにおける防護措置

- 暴風雪や大雪時など、気象庁から特別警報等が発表され、外出をすることで命に危険が及ぶような場合には、天候が回復するなど、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先。
- その後、天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、避難一時転移等を実施。

<全面緊急事態で天候が回復した場合(PAZの例)> (外出をすることで命に危険が及ぶような場合)



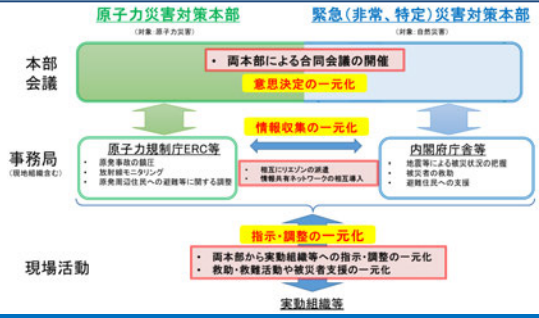
3. 複合災害時の避難に係る基本的な考え方

- 複合災害により避難経路が不通となった場合に備え、あらかじめ複数の避難経路を設定するなどの対策をとることとしている。
- 仮に、複合災害により陸路が制限される場合には、避難経路確保に着手しつつ、海路避難や空路避難、屋内退避を継続するなど、状況に応じた多様な対応を行うことで、住民の安全確保に全力を尽くす。
- さらに、不測の事態が生じた場合には、国や関係自治体からの要請により、実動組織が住民避難の支援を実施する。



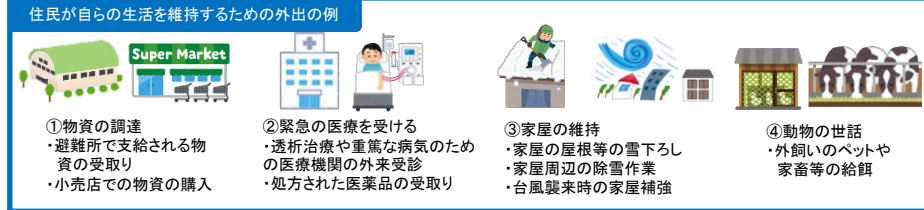
4. 複合災害時における対応体制

- 自然災害と原子力災害の複合災害が発生した場合は、自然災害に対応する「緊急災害対策本部」と原子力災害に対応する「原子力災害対策本部」の両本部が一元的に情報収集、意思決定、指示・調整を行う連携体制を整え、複合災害発生時の体制を強化。
- 原子力災害時の避難経路の確保において、フィルタベントにより放射性物質の放出が予定されている国が注意喚起を行うなど放射性物質の放出のおそれなどにより、道路管理者や民間事業者による道路啓開等が困難となった場合は、実動組織(警察組織・消防組織・自衛隊)に対して、各機関の役割や特長を踏まえ調整の上、人命救助のための通行不能道路の啓開作業、避難に係る支援(交通規制等)を必要に応じて要請する。



5. 屋内退避中の一時的な外出等

- 【住民が自らの生活を維持するための外出】
- 住民等は、屋内退避の指示が出ている間も、生活の維持に最低限必要な一時的な外出をすることは可能。
 - 放射性物質の放出の可能性が高まり、国が外出を控える旨の注意喚起を行った際には、速やかに屋内退避できるようにすることが重要。
 - 外出時に防護装備等の特別な対策※1は不要。万一の急な放射性物質の放出による体表面汚染を予防したい場合は、マスクの着用やできる限り肌を露出しない服装にすることが考えられる。



- 【屋内退避中の生活を支える民間事業者等の活動】
- 緊急事態応急対策に従事する者※2は、必要に応じ、屋外での活動が可能。当該従事者の所属組織は、防護装備の携行・装着、被ばく線量管理及び健康管理を実施。
 - 医療活動や社会福祉施設等入居者に対する介護、在宅の避難行動要支援者に対する支援等は継続。
 - 屋内退避指示中でも屋内での活動は制限されず、また、屋内退避中の住民の生活を支える上で有益な活動実施のために必要な一時的な外出(従業員の出退勤、必要な商品の搬入等)は可能。
 - 屋内退避が長期化した場合等必要と認められる場合は、状況に応じ、食料品、医薬品等の生活物資の小売業者に営業を呼びかけ。

※1 直結式個人線量計、防護マスク、防護衣等
 ※2 物資輸送や道路啓開、ライフラインの復旧等に従事する国、地方公共団体、ライフライン事業者、輸送事業者等の職員等